

嘉麻市工場等誘致審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市工場等誘致条例（平成18年嘉麻市条例第127号）第10条第2項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年嘉麻市告示第131号）に定めるもののほか、嘉麻市工場等誘致審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 条例第3条に規定する奨励措置を行うことができる者に関する事項
- (2) 条例第9条に規定する奨励措置の取消し等に関する事項
- (3) その他工場等の誘致の奨励に関し、市長が特に必要と認める事項

2 前項第1号の規定にかかわらず、過去に奨励措置を受けたものが工場等を増設する場合については審議を省略することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 嘉麻商工会議所が推薦する者 2人以内
- (2) 嘉麻市商工会が推薦する者 2人以内
- (3) 嘉麻市誘致企業振興会が推薦する者 2人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 審議会は、非公開とする。

6 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第7条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前現に存する審議会によってした行為は、この規則によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に嘉麻市工場等誘致条例施行規則（平成18年嘉麻市規則第118号。以下「施行規則」という。）に基づく審議会の委員である者は、引き続きこの規則の委員の職にあるものとし、その任期は、施行規則に基づく委嘱又は任命の日から起算する。

（嘉麻市工場等誘致条例施行規則の一部改正）

- 4 嘉麻市工場等誘致条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、他に定めのあるもののほか、嘉麻市工場等誘致条例（平成18年嘉麻市条例第127号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

「第 号」「第 号」
様式第4号中 を に改める。

年 月 日」 年 月 日」

様式第5号中「嘉 第 号」を「第 号」に改める。

（嘉麻市工場等誘致条例施行規則の一部改正の経過措置）

- 5 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、なお必要の修正をして使用することができる。